

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

女性会員活動推進委員会運営規程

公益社団法人四街道市シルバー人材センター 女性会員活動推進委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）女性会員の意識向上や新たな就業開拓など、女性の立場で調査研究することを目的として設置する女性会員活動推進委員会（以下、「委員会」という。）に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の項目について検討又は審議するものとし、理事会決議を代替することはできない。

- (1) 女性会員の増強に関すること
- (2) 女性会員の就業機会の確保と提供に関すること
- (3) その他、理事会並びに三役会で諮詢を必要とされたこと

(委員及び選出)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 担当理事 若干名
- (2) 女性会員 若干名

- 2 委員長は、担当理事から会長が委嘱する。
- 3 副委員長は、担当理事から会長が委嘱する。
- 4 委員は、委員長の推薦により会長が委嘱し、理事会に報告する。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故等があるときは、出席した委員の中から互選された者がこれにあたる。

(開催)

第5条 委員会は、会長又は委員長が必要と認める場合に開催する。

(任期)

第6条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(関係者の出席)

第7条 委員長は必要に応じて、会議に委員以外の者を参加させて意見を求めることができる。

(報 告)

第8条 委員長は、委員会での検討又は審議の結果及び活動状況等を会長に報告するものとする。

(報 酬)

第9条 報酬は、センター諸謝金等の支給に関する規程に準じて、予算の範囲内で支給するものとする。

(委 任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定め、理事会に報告するものとする。

2 委員長は、会長の承認を得て、必要に応じて作業班（ワーキンググループ）を組織し、会務の一部を委任することができる。

(改 廃)

第11条 この規則の改廃は理事会の決議によるものとする。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

3 この規程（第9条第1項）は、平成29年度定時総会において、公益社団法人四街道市シルバー人材センター理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程の改定が議決され、施行される時より施行する。